

	国民健康保険法	高齢者医療確保法 (後期高齢者医療制度)	介護保険法	船員保険法																																																															
保険者	①都道府県(都道府県内の市町村及び特別区とともに) ②国民健康保険組合	①全国健康保険協会 ②健康保険組合 ③市町村及び特別区 ④国民健康保険組合 ⑤共済組合 ⑥日本私立学校振興・共済事業団	市町村及び特別区	全国健康保険協会 ※協会が管掌する船員保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収(疾病任意継続被保険者に係るものを除く。)並びにこれらに附帯する業務は、 厚生労働大臣 が行う。																																																															
被保険者	①都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者 (都道府県の区域内に住所を有する者) ②国民健康組合が行う国民健康保険の被保険者 (組合員及び組合員の世帯に属する者) ③退職被保険者 【適用除外】 ①健康保険法の規定による被保険者及び被扶養者 ②船員保険法の規定による被保険者及び被扶養者 ③国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員及びその被扶養者 ④私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 ⑤日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及びその被扶養者 ⑥高齢者医療確保法に規定による被保険者 ⑦生活保護法による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く)に属する者 ⑧その他特別の理由がある者で省令で定めるもの	①後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する 75歳以上 の者 ②後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する 65歳以上75歳未満 の者であって、政令で定める程度の 障害の状態 にある旨の 後期高齢者医療広域連合の認定 を受けた者 【適用除外】 ①生活保護法による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く)に属する者 ②その他特別の理由がある者で省令で定めるもの	①第1号被保険者 (市町村の区域内に住所を有する 65歳以上 の者) ②第2号被保険者 (市町村の区域内に住所を有する 40歳以上65歳未満の医療保険加入者) 【定義】 ・要介護者(要支援者)とは、次のいずれかに該当する者をいう。 ①要介護状態(要支援者)にある 65歳以上 の者 ②要介護状態(要支援者)にある 40歳以上65歳未満 の者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が 特定疾病 によって生じたものであるもの ・「介護支援専門員」とは、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして 都道府県知事の登録 を受け、介護支援専門員証の交付を受けたものをいう。	①強制被保険者 (船員法第1条の船員として 船舶所有者 に使用される者) ②疾病任意継続被保険者 (船員保険の被保険者の資格を喪失した者であって、喪失の日の前日まで 継続して2月以上 被保険者であったもののうち、全国健康保険協会に申し出て、継続して被保険者になった者) 【定義】 ・船員とは、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいう。 ・船舶には、次の船舶を含まない。 ①総トン数5トン未満の船舶 ②湖、川又は港のみを航行する船舶 ③政令の定める総トン数30トン未満の漁船 等 ・海員とは、船内で使用される船長以外の乗組員で労働の対償として給料その他の報酬を支払われる者をいう。 ・予備船員とは、船舶に乗り組むため雇用されている者で船内で使用されていないものをいう。																																																															
保険給付等	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保険給付の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定必須給付</td> <td>療養の給付 入院時食事療養費 入院時生活療養費 保険外併用療養費 療養費 訪問看護療養費 移送費 高額療養費 高額介護合算療養費 特別療養費</td> </tr> <tr> <td>法定任意給付</td> <td>出産育児一時金 葬祭費 葬祭の給付</td> </tr> <tr> <td>任意給付</td> <td>傷病手当金 出産手当金</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特別療養費 市町村及び組合は、保険料滞納世帯主等が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村又は組合が当該保険料の納付の勧奨等を行ってもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養の給付等を受けたときは、療養の給付等に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給する。</p>	保険給付の種類		法定必須給付	療養の給付 入院時食事療養費 入院時生活療養費 保険外併用療養費 療養費 訪問看護療養費 移送費 高額療養費 高額介護合算療養費 特別療養費	法定任意給付	出産育児一時金 葬祭費 葬祭の給付	任意給付	傷病手当金 出産手当金	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">医療給付の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定必須給付</td> <td>療養の給付 訪問看護療養費 入院時食事療養費 移送費 入院時生活療養費 療養費 保険外併用療養費 高額療養費 高額介護合算療養費 特別療養費</td> </tr> <tr> <td>法定任意給付</td> <td>葬祭費 葬祭の給付</td> </tr> <tr> <td>任意給付</td> <td>傷病手当金</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特別療養費 後期高齢者医療広域連合は、保険料滞納者が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、市町村が当該保険料納付の勧奨等を行ってもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該保険料滞納者が保険医療機関等から療養の給付等を受けたときは、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給する。</p>	医療給付の種類		法定必須給付	療養の給付 訪問看護療養費 入院時食事療養費 移送費 入院時生活療養費 療養費 保険外併用療養費 高額療養費 高額介護合算療養費 特別療養費	法定任意給付	葬祭費 葬祭の給付	任意給付	傷病手当金	<p>①介護給付(要介護状態に関する保険給付) ②予防給付(要支援状態に関する保険給付) ③市町村特別給付(要介護状態・要支援状態の軽減又は悪化の防止に資する保険給付)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>介護給付</th> <th>予防給付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居宅介護サービス費</td> <td>介護予防サービス費</td> </tr> <tr> <td>地域密着型介護サービス費</td> <td>地域密着型介護予防サービス費</td> </tr> <tr> <td>施設介護サービス費</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>特定入所介護サービス費</td> <td>特定入所介護予防サービス費</td> </tr> <tr> <td>居宅介護福祉用具購入費</td> <td>介護予防福祉用具購入費</td> </tr> <tr> <td>居宅介護住宅改修費</td> <td>介護予防住宅改修費</td> </tr> <tr> <td>居宅介護サービス計画費</td> <td>介護予防サービス計画費</td> </tr> <tr> <td>高額介護サービス費</td> <td>高額介護予防サービス費</td> </tr> <tr> <td>高額医療合算介護サービス費</td> <td>高額医療合算介護予防サービス費</td> </tr> </tbody> </table>	介護給付	予防給付	居宅介護サービス費	介護予防サービス費	地域密着型介護サービス費	地域密着型介護予防サービス費	施設介護サービス費	—	特定入所介護サービス費	特定入所介護予防サービス費	居宅介護福祉用具購入費	介護予防福祉用具購入費	居宅介護住宅改修費	介護予防住宅改修費	居宅介護サービス計画費	介護予防サービス計画費	高額介護サービス費	高額介護予防サービス費	高額医療合算介護サービス費	高額医療合算介護予防サービス費	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">職域外疾病給付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>傷病給付</td> <td>療養の給付 入院時食事療養費 入院時生活療養費 保険外併用療養費 (家族)療養費 (家族)訪問看護療養費 (家族)移送費 傷病手当金 高額療養費 高額介護合算療養費</td> <td>入院時食事療養費 入院時生活療養費 保険外併用療養費 (家族)訪問看護療養費 傷病手当金 高額介護合算療養費</td> </tr> <tr> <td>出産給付</td> <td>出産育児一時金 家族出産育児一時金 出産手当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>死亡給付</td> <td>葬祭料 家族葬祭料</td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="3">労災関連の独自給付</th> </tr> <tr> <td>傷病給付</td> <td>休業手当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害給付</td> <td>障害年金 障害手当金 障害差額一時金 障害年金差額一時金 障害前払一時金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遺族給付</td> <td>遺族年金 遺族一時金 遺族年金差額一時金 遺族前払一時金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>行方不明給付</td> <td>行方不明手当金</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※行方不明手当金 被保険者が職務上の事由により行方不明となったときは、その期間、被扶養者に対して行方不明手当金を支給する。ただし、行方不明の期間が1月に満たないときは行方不明手当金を支給しない。</p>	職域外疾病給付			傷病給付	療養の給付 入院時食事療養費 入院時生活療養費 保険外併用療養費 (家族)療養費 (家族)訪問看護療養費 (家族)移送費 傷病手当金 高額療養費 高額介護合算療養費	入院時食事療養費 入院時生活療養費 保険外併用療養費 (家族)訪問看護療養費 傷病手当金 高額介護合算療養費	出産給付	出産育児一時金 家族出産育児一時金 出産手当金		死亡給付	葬祭料 家族葬祭料		労災関連の独自給付			傷病給付	休業手当金		障害給付	障害年金 障害手当金 障害差額一時金 障害年金差額一時金 障害前払一時金		遺族給付	遺族年金 遺族一時金 遺族年金差額一時金 遺族前払一時金		行方不明給付	行方不明手当金	
	保険給付の種類																																																																		
法定必須給付	療養の給付 入院時食事療養費 入院時生活療養費 保険外併用療養費 療養費 訪問看護療養費 移送費 高額療養費 高額介護合算療養費 特別療養費																																																																		
法定任意給付	出産育児一時金 葬祭費 葬祭の給付																																																																		
任意給付	傷病手当金 出産手当金																																																																		
医療給付の種類																																																																			
法定必須給付	療養の給付 訪問看護療養費 入院時食事療養費 移送費 入院時生活療養費 療養費 保険外併用療養費 高額療養費 高額介護合算療養費 特別療養費																																																																		
法定任意給付	葬祭費 葬祭の給付																																																																		
任意給付	傷病手当金																																																																		
介護給付	予防給付																																																																		
居宅介護サービス費	介護予防サービス費																																																																		
地域密着型介護サービス費	地域密着型介護予防サービス費																																																																		
施設介護サービス費	—																																																																		
特定入所介護サービス費	特定入所介護予防サービス費																																																																		
居宅介護福祉用具購入費	介護予防福祉用具購入費																																																																		
居宅介護住宅改修費	介護予防住宅改修費																																																																		
居宅介護サービス計画費	介護予防サービス計画費																																																																		
高額介護サービス費	高額介護予防サービス費																																																																		
高額医療合算介護サービス費	高額医療合算介護予防サービス費																																																																		
職域外疾病給付																																																																			
傷病給付	療養の給付 入院時食事療養費 入院時生活療養費 保険外併用療養費 (家族)療養費 (家族)訪問看護療養費 (家族)移送費 傷病手当金 高額療養費 高額介護合算療養費	入院時食事療養費 入院時生活療養費 保険外併用療養費 (家族)訪問看護療養費 傷病手当金 高額介護合算療養費																																																																	
出産給付	出産育児一時金 家族出産育児一時金 出産手当金																																																																		
死亡給付	葬祭料 家族葬祭料																																																																		
労災関連の独自給付																																																																			
傷病給付	休業手当金																																																																		
障害給付	障害年金 障害手当金 障害差額一時金 障害年金差額一時金 障害前払一時金																																																																		
遺族給付	遺族年金 遺族一時金 遺族年金差額一時金 遺族前払一時金																																																																		
行方不明給付	行方不明手当金																																																																		